

学童クラブ等利用児童へのおやつが無償提供

学童クラブにおけるおやつは、子どもたちの放課後の栄養や活力を補うために必要不可欠なものです。これまで利用児童の保護者が負担していたおやつ代等を公費で負担するとともに、児童館等の直接一般来館児童にもおやつを無償提供します。

学童クラブを利用していない（待機児童を含む）が、保護者の就労等の理由で、放課後に学校から直接施設に来館する児童

23区初！

学童クラブ利用児童に
おやつを無償提供するのは

- 対 象 者**
- ・学童クラブ利用児童
 - ・児童館、子ども中高生プラザ、
児童高齢者交流プラザの直接一般来館児童

提供開始 令和7年4月

